◆Q&A ※必要に応じ、随時更新していきます。

番号	お問い合わせ内容	回答
（１）	補助額には、消費税及び地方消費税は含めてよいか？	本補助金では、導入経費の消費税及び地方消費税額を含めた金額が対象となります。
（２）	この機器（特定の介護テクノロジー）は、補助の対象となるか？	特定の機器が補助の対象に含まれるかどうかという回答は行っておりません。 事業計画の審査では、機種だけでなく、機器の活用方法を踏まえて審査をしております。 （審査内容については、10．審査についてをご参照ください。）
（３）	計画の作成にあたり「ながさき介護現場サポートセンター」の相談が必須となっているが、どんなことを相談すればよいのか。	導入目的と導入したい「テクノロジーの区分（移乗支援、入浴支援、移動支援　等）」もしくは「機器」を事前に決めた上でご相談ください。 ○良い相談例： ①夜勤業務の効率化のために、見守りシステムの導入を検討しているが、どのような機器があるか。 ②職員間の情報共有を容易にすることを目的としてＡ社のインカムの導入を考えている。事前にどのようなことを検討すべきか相談したい。 ×悪い相談例： ① 相談が要件になっているので、とりあえず電話した。 ② 何から手を付けてよいのかわからないので、すべて教えて欲しい。
（４）	これから介護事業所を開設しようとしているが、開設予定の事業所であっても補助金の申請は可能か？	申請時点で開設しておく必要があります。
（５）	申請前に事業計画の記載内容を確認してもらえないか？	事業計画は、提出後に審査するため、事前確認は行っておりません。 また、事業計画の差替えは、原則できませんので、各事業所でしっかりとご検討ください。 なお、提出いただいた事業計画書のみで審査するため、記載誤り等がないか、意図等を伝えているかなどを、提出前にご確認ください。

番号	お問い合わせ内容	回答
（6）	法人内の複数の事業所で介護テクノロジーの導入を検討しているが、事業計画を提出する場合、1つの事業計画で複数事業所分の申請を行うことは可能か？	介護テクノロジー普及促進補助金の事業計画は、事業所ごとに作成していただく必要があります。ただ、提出の際には、法人内で各事業計画をとりまとめてからご提出ください。
（7）	複数の事業計画を提出する場合、添付する見積書は、全事業所の機器を 1 つの見積書にまとめてよいか？	事業計画ごとに見積書の添付が必要なため、見積書は事業所ごとに作成してもらってください。
（8）	導入業者から聴取した見積書に補助対象外の経費が計上されているが、そのまま提出してよいか？	原則として、補助対象経費のみを見積書に記載するよう、導入業者と調整してください。
（9）	介護ソフト、バックオフィスソフトを導入する場合、事業計画書に記載する常勤換算の職員数には、清掃や調理の職員まで含めて算出するのか？	常勤換算の職員数には、業務において介護ソフト等を活用予定の職員について算出してください。
（10）	担当者の欄は、複数名記載してよいか？	当課からの問合せ対応等は、ご担当者お一人にご対応いただきたいので、1名のみご記入ください。
（11）	既に導入している機器は、本補助金の対象となるか？	単なる機器更新は補助対象外となります。ただ、既存機器より機能等が向上する機器の導入により、業務効率化等に大きな効果が生じる場合には、新規導入とみなします。 その場合、様式３の導入予定のテクノロジーの導入区分は「新規導入」としてください。
（12）	リース料は対象となるか？	対象となりますが、当該年度中に係る経費のみが対象となります。例えば、リース期間が複数年度に跨る契約で、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、支払いが毎年度払いであれば、当年度分の金額が補助対象となります。
（13）	研究開発品は対象となるか？	販売価格が公表されており、一般に購入できる状態であるものを対象とします。

番号	お問い合わせ内容	回答
(14)	（3）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金において、申請法人数に制限はあるか？	法人数に制限はありません。
(15)	内示を受けた後の交付申請時に、見積書の内容に変更がない場合には、見積書の提出を省略してよいか？	省略することはできません。 なお、見積書だけでなく、機器のカタログ等の添付書類も省略せずにご提出ください。
(16)	事業完了後30日以内に実績報告とあるが、事業完了日は、機器の導入日と捉えてよいか？	事業完了日は、機器の導入が完了し、導入業者への支払を完了した日（領収日）となります。
(17)	免税事業者であるが、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があるのか？	課税・免税事業者を問わず、全事業者が報告する必要があります。
(18)	次年度内に施設が移転する予定だが申請可能か。	可能です。移転完了後にその旨報告をお願いします。
(19)	バックオフィスソフトを導入する場合、一気通貫の環境が実現している必要があるか？	バックオフィスソフトについては、一気通貫の環境が実現していなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながるものであれば、補助対象として差し支えありません。
(20)	「ケアプランデータ連携システムの利用を開始すること」とあるが、データ連携の実績がなくてもよいのか？	システムの利用を開始し、データ連携を行う（予定である）ことを要件とします。
(21)	PC・タブレット端末の購入費用やWi-fi環境整備費用等については、介護ソフト等を今回導入しない場合でも、補助対象となるか？	介護ソフト等を今回導入しない場合は、補助対象外となります。